

議会運営委員会会議録

(開会中 令和3年3月15日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 令和3年3月15日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
参 事	森 本 陽 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
総務部長	中 嶋 敏 純	総務課長	荒 木 秀 一

本日の委員会に付した案件

- (1) 追加議案について
- (2) 発委第2号 長与町議会委員会条例の一部を改正する条例について

開 会 9時59分

閉 会 11時43分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開会いたします。会議次第によりまして進めてまいりますので御審議のほどよろしく願いをいたします。挨拶は省略をさせていただきます。

それでは、追加議案が出てまいりましたので町長より議案の概要の説明を求めます。
吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本日は議会中の大変お忙しい中、そしてまたお疲れの中、議会運営委員会を開催していただき誠にありがとうございます。今回、追加でお願いいたしますのが、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案でございます。議案内容につきましては所管の部長から説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは総務部関係につきまして、中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

おはようございます。総務部所管の追加議案につきまして御説明をいたします。

議案第31号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本議案は、長与町固定資産評価審査委員会委員1名の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま説明がございましたが、追加議案につきまして3月16日の議事日程に追加し、即決にしたいというふうに思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に、会議日程につきましては予定どおり16日までと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は16日までとすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の方は御退席を願います。お疲れさまでした。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。次に発委第2号長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。去る3月8日の委員会で富永局長の説明を求め、その後各委員の意見を求めたところ、時間の都合により議論するに至っておりません。意見を出し合って結論を得たいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。ただ、

本委員会としては、ただし書きを追加することに全会一致で決定し、全協でもその旨報告済みのことは念頭に置いていただきたいというふうに思います。それでは、この前の継続で御審議をいただきたいと思いますが、何か御意見ございませんでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

前回の委員会で私は「勉強して回答します」と言ったんですけど、事務局の調査がこの前「この条文の設置のところにを入れるのはどうか」ということで、総務課と町村議長会は同じ口調ですよという話をいただいたんですけども、そここのところの理由と、それからこの分割付託は適法というふうに認識されているのか、総務課、それから町村議会、その辺りを少し、向こうの考え方を聞かせていただきたいと思います。事務局の考え方じゃなくて、向こうがどういうことで言ってきているのかっていう。そここのところは、この前はちょっと簡単で分かりにくかったんで。どういう理由でそこに入れる、適法か否か、そういうところに触れているならばそういうのも。向こうの考え方を言っただけだと思います。それが前提になるものですから、この前一応全会一致でただし書きを入れるということでしていますんで、それがどういう理屈でそう言ってこられたのかなっていうのがね、いま一つはピンとこないものだから。それをちょっと披露していただければなと思います。以上です。まずですね。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

おはようございます。今、内村委員からお尋ねの部分でございますけども、事務局としましては前回の委員会条例、皆さんでお決めいただいたただし書のある分で総務課の法制の方と全国町村議会議長会の方に、今こういう委員会条例改正案が議運で出ているんですけども、いかがなものでしょうかということでのお尋ねをしたところです。まず、どちらも言われるのは、審査の方法論について条例で謳い込むのはどうかというのが、まずメインの考え方でございました。と言いますのも委員会条例を見ていただくと分かりますように、委員会の設置から会議の方法、この中に審査の方法は今でも謳い込まれてないということと、そして、今までも審査してきたことについてその審査の方法を委員会条例には謳ってないはずですよ。改めてそれをここで謳う必要があるのかということで、委員会条例に謳うのは適当ではないのではないかという話でした。で、違法、適法の話でいくと、法的には問題はないとしか言えないと、禁止する条文がないからですね。それは条文がないから違法ではないと思われるということでございました。いわゆる行政実例で議案一体の話、皆さんもずっと説明してきて御承知だと思いますけども、一体の原則については行政実例なので法的な拘束力までとは言えないということでした。ただ、その行政実例がある以上は、なるべく条例等には分割付託という文章は明文化されない方が良いでしょうかというニュアンスで話をいただいたところです。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まずは1点目、この委員会条例には審査の方式が載ってないから載せない方が良く、こういうことですね。それから2点目、この分割付託方式は法的には問題ありませんと、違法ではないと。行政実例はあるけれども、法的拘束までは言えないということですね。それから条例には明文化されない方が良くということですね。そういうことで私も間違いないと思いますけども、そういうことを前提として打ち合わせしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

それじゃ内村委員の質問に対する事務局長の答弁は以上のような形で終わりましたが、ほかに何か御意見ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も実はこの間、私の考え方は保留しとったと思うんですね。それで、全会一致で議運では決定したものですから私もそれ以上のことはとっていたんですが、全協の中で局長から言った言葉も一応考えながら、やはり慎重にこういうふうな、考えながら、条例というのは簡単に変えたりするものじゃないから、要は慎重に考えるということで私も自分の党本部の方に問い合わせをさせていただいたんですね。そしたら今、局長が言われるように、やはり条例に盛り込むのはちょっと無理な点があるなど、結論から言っていますね。多分その根本が私達の党本部から町村議長会あるいは総務省の方に話が行ったんだと思うんですね。その中では、今まさに局長が言うとおりの回答が私の方にも来ているんですよ。ですから、私も1回全協で決めたことを覆すってということじゃなくて、そういう意見が来ているので、ちょっと私も困るとるなとそういう状況です。この間、私は回答をしてなかったから、これが一応私の回答ということになるんですね。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、御意見ございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私も勉強して回答しますということで一応文書を作ってまいりました。それを基に説明したいと思いますので文書を配布していただけませんか。

○委員長（岩永政則委員）

皆さんにお諮りします。内村委員が文書配布を依頼されたんですが、いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そしたら配布をしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

今、配布をいたしました資料につきまして、簡単な説明を求めます。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の総務課、それから全国町村議会の言い分を踏まえて、基本的には私は条例改正案についてはこの前全会一致で決めたんですけども、一応それに賛成しておりますから。ただ、今、総務課、それから全国町村議長会の意向を踏まえてではないんですけども、条例改正案としてはただし書きの部分を削除して、第2章の会議及び規律の箇所に第14条の4として新設すると。新設内容は、一般会計予算決算の審査、第14条の4、一般会計予算決算は分割付託により第2条に定める委員会の所管に基づき審査すると、こういう文言を希望します。この14条の4の前は14条の3は反問権があるんです。14条の2は議員間の自由討議の記載があります、全体的にはですね。委員会条例ですね。14条の2が議員間討議、自由討議、14条3が反問権、14条の4が今回の新設と。で、以下、条文は変える必要ありませんので、ずらす必要はありませんので、あとは15条になりますので、新設だけで足りると、こういうことで考えております。ここはまずいということであれば別の意見もあろうかと思いますが、私は14条の4が新設で、次条以下をずらす必要がないのかなとこう思います。2、この条例に分割付託を記載する理由なんですけども、まず1つ目は、一般会計予算の審査方法については議会としてのチェック機能を強化するために、これまで1年半にわたり議会運営委員会で検討し、常任委員会にて分割付託方式を導入することで決着しました。これまでは本町議会は地方自治法210条の一般会計の総計予算主義の原則に基づいて一般会計予算決算は分割しないで、常任委員会で一括して審査してきました。この分割付託方式は従来の審査方式とは大きく異なり重要な改革であります。したがって条例に明確に記載しなければならないと思います。それから2点目、長崎市や大村市は分割付託を導入しているが、デメリットとして法的根拠が曖昧。2点目、議案一体の原則に反するとされている。特に大村市は平成12年以前から分割しているが、分割付託に問題ありということで、平成21年から平成25年まで特別委員会方式にし、その後、分割方式に戻ったという経緯があります。したがって、分割方式を導入する場合は条例に記載し、法的根拠を明確にし、法的安定性を確保しなければならないと思っております。また、大村市でも問題が発生したということですから、万が一に備えて第三者からの訴訟等に対抗措置を講ずる必要があると思います。3点目、条例以外の方法として、いわゆる総称として行政規則と呼ばれている通達、規定、要綱、基準、申し合わせ等が考えられるんですけども、この行政規則については、最高裁の昭和43年12月24日の判例で法規制を有しないとされております。かつ行政規則は法規として裁判所を拘束するものではないと。さらにはこの行政規則に反する処分をしたとしても、そのことを理由としてその処分の

効力は左右されないとっております。したがって条例以外の方法は法規制がないため、条例に分割付託を記載し、法的根拠を明確にする必要があります。4点目、分割方式を導入するに当たっては適法かどうかを吟味する必要があります。分割方式は、下記の解釈通達、行政実例、昭和29年9月3日、行政課長回答「予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は1つの委員会において行うべく、2つ以上の委員会で分割審査すべきものではない」。この通達が出ているわけですが、先程言いました最高裁の趣旨からしますと、法規制を有しないわけでありますからこれにこだわる必要もないし、最終的に一般会計予算決算の議案として本会議で審議し分割せずに採決するものであり、違法性はないと思料いたします。これが私の考え方です。私がなぜこれ記載しないといかんというのは、やっぱりきちんとした根拠を作って、長与町議会が後ろ指を指されないようにしたいためのものです。別にそれ以上は無いですけど、やっぱりきちんとしとかないと、ほかからいろいろ言われないうにすべきだろうと思います。そういう観点から、もう分割付託方式を採用したわけですから、やっぱりそういう理論的な武装をしとかないといかないと、こういうふうに思ってこの文章を書いた次第でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、今の内村委員の説明に何か質問がございせんか。ないようでしたら、一応局長の話では先程から説明があったように、条例事項としてはいかなものかというようなことで、違法ではないけれどもということでは話があつておつたんですが、内村委員としては、条例にやっぱりピシッと位置づけるべきだというようなことで今説明がありましたけども、それに対して事務局長、何かありません。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

確かにこの理由は、これを決めるのであればやはりちゃんとした形で作つとかんといかん、それは理解できますね。しかし、ちょっと私も党の方から尋ねた分について、やはり条例に盛り込むのがやっぱり「違反ではないけどふさわしくない」という回答が来ているもんだから、この分を含めた中で、もうちょっと時間をもらえないですか。もう1回私もちょっと党の方と、党の総務会っていう政調会というよりも分会があるんですよね。ですから、そこにちょっと投げてみたいと思うんですけど、その辺で時間をもうちょっといただければなと思うんだけどね。確かに理由づけはするんであればしておかないと、やはりあと将来的にもいろいろ問題があつたときには、こういうしかじかでやったんだということを明記しておくというのは、私自身は理解できます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、何かないですか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

内村委員から条例に記載する理由ということで縷々説明をいただいたんですけども、

今、竹中委員が言われるように、これが議会が条例に盛り込んだ理由という形になるけど、果たしてじゃあこれが公に認められる理由となるものなのかというのが非常に重要であって、個人的な見解では多分、それぞれの理由が出てくると思うんで、その個人的な見解だけでは、やはり条例に盛り込むということは非常に難しいと思うんですよね。今回、3月定例議会の最終日で委員会の設置、常任委員会の構成を変更させるということはもう大前提で決まっていますんで。まだ竹中委員が時間が必要だと言われるならば、一定このただし書きをとりあえずは外しておいて、委員会の構成だけは確認しておくということでした方が良くないか。ただし書きについては、そしたらもう少し時間をかけて議論するというふうな形でしていくべきではないかなと思いますんで、そんな形で取り計らって。私はそういうのが、提案をされた内村委員もそこがきっちり判断ができるというふうに、どうするかというところを確認するために必要ならばそういう形でしていただいた方が良くないかというふうに思いますんで、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私もあまり強くは、言わば全会一致で決めたものだから言えないんだけど、やはり完全なものになるべく近づきたいので、だから時期的に行けば明日ということで大体しているんだけど、それも一応決めたんだけど、やはり局長の提言によってやっぱり少し勉強させていただいた中で、まず基本的にやれば、これは6月からっていうことですよ、実際にやるのはね。そうすると臨時議会もあるし、その前に議会運営委員会も当然そのためにあるわけですね。ですから、なるべくそれまでに結論を出さんと、もう内容は今、河野委員が言ったようにいろいろ、個々あるだろうし、しかしながら、要はこの14条の4に対してのものをどういう形で理解して、どういう形で載せるか。載せるか載せないかというのも含めて、ちょっと投げてみたいなど。これ、もちろん私達の党だからほかの人には関係ないんだけど、私個人としては今そういう意向なんです。今日初めてこの理由まで見せてもらったものだから、即座に回答ができないものですから。まあしかし一定の、説得力のある文章であるとそういうふうに思っています。はっきり言ってですね。これが適正なのかどうかというのも、ちょっと私も今、簡単には判断できない。だから時間的に6月だから、明日の定例会の最終日についてということだったんだけど、考えてみれば6月だから、もうちょっと時間あるんじゃないかなと思ったものですからね。そういうことでお願いできれば、そういうような形で行ってほしいと。僕は反対をしているわけじゃないんです。もう1回、実際決まったことだから。それでもやっぱり正しい方向に持っていくというのが正だろうとそういうふうに思っています。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私が今お示ししましたのは、私も前回の議運で「勉強して回答します」と言っておりましたので、私が勉強した結果であります。だから一議員としての見解だということであれば、それはそれで一向に構いませんけれども、これを検証して、皆さんそれぞれの弁護士もおられるでしょうから、そこに確認していただいて、これが本当に正なのかどうかチェックしていただくのも1つの方法じゃないかなと思います。したがって時間かけて、4月にまた全員協議会開くと思いますよ。そのときまでにしっかりとした条例案を作って、そして5月か6月か分かりませんが5月10日に臨時議会が開かれるわけですから、そこで条例改正案を出すということは考えられますね。私はしっかりと検証していただいて大いに結構です。私のこれを叩き台として、大いに結構ですから、思う存分調査研究をしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ほかの方、何か。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

内村委員が条例に盛り込む根拠ということで、このように資料を作ってこられたということで、内村委員の考え方というのは一定分かるんですけども、私としては「全会一致で」と言いましたけれども、そこには法令審査会とか、そういうのに聞かなくていいのかっていう疑問が残ったわけですよ。そして、議会事務局が総務課だけではなくて全国町村議長会に諮っていただいたということで、私は盛り込むべきではないというような方向性があるのであれば、内村委員には大変申し訳ないんですけども条例には盛り込む形はしない方がいいんじゃないかと思います。ただ、私も明日最終日に上程するというものでありますので、今日の議会運営委員会が開かれたものと思っております。ただ、このように資料を作って来られましたし、私としては、事務局が調べられた見解の方が良いんじゃないかというふうに思っておりますけれども、そこで納得がされるものかどうかということですね、全会一致だったということがありますから。でも、そこでも私は疑義があって、調べて、良くないということであれば、入れるべきではないと思っております。私の意見は以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私はこの条例に盛り込むということで、一定委員会の付託が義務づけられることになるんだというふうに解釈をするわけですね。ただ、この議案の付託については議員必携を見ても書いてあるように、あくまでも必要のある事件について議長が会議に諮って付託をするか、もしくは議員の動議で常任委員会に付託をするか、いずれかの方法で付託をするということが書かれてあるわけですね。だからこの条例に書き込むということは、この趣旨からいっても私は適当じゃないのかなと思うんです。一般会計予算決算、決算

は別にしても予算の中には補正もありまして、例えば軽微な補正とかも想定がされると思うんです。そういったものについては本会議即決で、議長のそれこそ判断で、議長が委員会付託する必要がないという判断をされれば、恐らく本会議での即決になると思うんですよ。それができなくなるんじゃないかなというような心配をするわけですよ、ここに書き込むことによって。だから、書き込むことでこの付託の趣旨が歪められるんじゃないかなあということをちょっと心配しております。

○委員長（岩永政則委員）

皆さん方の意見をそれぞれ出していただいたんですが、事務局長が2回も説明を、今日も前回いたしましたけれども、単純に外すということじゃなくして基準に入れるべきだという見解で、こういう発言にもなってきたということです、その基準に入れる場合はどうするのかというのを、局長、説明をしてください。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

一応、基準に入れた方が良くないかということで前回も発言をさせていただきました。まず今、浦川委員からも出たように、条例にこの文章で書き込むと付託の幅が非常に狭められてしまうということもあるというのも一つあります。あくまでも長与町議会の中で議案の審査をどういうやり方でやるかということでございますから、これは条例とかに謳い込むまでもなく、これまでの審査も条例に謳い込まれてなくて、こういうやり方でやろうという議会の内部で決めたやり方でやってこられたことを考えると、今いらっしゃる16名の議員が基準なりの中で皆さんがそれで良いと、このやり方でいこうと決めていただければ、基準の謳い込みで十分対応できるのではないかと考えています。それと基準に謳い込めば、内村委員が先程提出された今回の審査方法の変更に至った経緯とか、そういうところも含めて長く書けると言いますか、説明も出来ますし、あとは例えば議場で議長がどう付託するのか、それを受けて委員会がどう動くのかという、本当に具体的なところはまだ何も決まってないということも踏まえると、基準の中でその審査の流れ、具体的な流れですね。そういうところまで全部書き込むことが、皆さんにとっても見て分かりやすいようにできるのではないかなということで、基準への記載をしたら良いんじゃないかという御提案をさせていただいたところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや、僕は流れがまたちょっと変わってきたなという感じがするんですよね。まず、この間、全会一致で決めたのは正しい。一般会計予算は分割付託によるっていうのを入れたんですよね。それでみんなOKと決めた。それを今、話を聞きよると、今度は基準という話になってきた。そうすると前決まったことが何なのか、私は決まった中での動きを今はしようとしているんです。そうすると今の話でいくと、基準ということだったら

もう条例には載せないという形にしかならないんですね。そしたら、この条例に載せるということで全会一致で決めたわけですから、また話が違ってくる。だから、やはりこういうものについては、僕は時間をくれと言ったのはそういうのも含めて精査しなくちゃいけないし、それであと実質の問題として、現場の話も全く我々聞いてないんですよ、はっきり言って。現場がどう考えているか。「議会で決めてしまえばいいさ」じゃなくて、やはり現場のことも考えて、状況をですね。要は重複する目とか、款とか、そういうのがあるから、そういう部分をどうやって彼らが捉えているのか、そういう部分をやはり尋ねておく必要があると思うんですよ。だから、明日ということが非常に限定的で私たちも頭が痛いところなんですよね。だから私の希望とすれば、この間、全会一致で決めたことについてもちょっと疑義が出てきたのでそれを調査して、調査したらやはり疑義が幾らか出てきたと。その理由について今度は内村委員から出てきた。内容については納得ができると。それでも、どういう形でいけるかということは私も今自分で判断ができないので、だから少し時間をいただきたいということなんです。だから、一応、皆さんの言うとおりの1回決めたことだからね、要はただし書きも入れて決めたことを簡単には覆しできない。だから、もう少し精査する時間が必要じゃないですか。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

前回、全会一致で決めたんだということで、なかなか変えるのも難しいみたいな感じなんです。私の認識では全会一致で一応決めたんですけども、あくまでも総務課の担当職員達の話聞かれて「問題なければ」というような前提付きだったと思うんですね。だからそこを聞いて、そのときは町村議長会の話とかは出てなかったんですが、総務課の例規担当の意見を聞いて「問題なければ良いんじゃないでしょうか」というようなところで、全会一致で決まっちゃったんじゃないのかなと思っちゃったんですよ。その後聞かれた結果が「載せない方が良いんじゃないかな」というような話が出てきたというところで、それなら載せない方でいくのかなと思ったら、そうでもなくて、「やっぱり載せた方が良い」というような意見があるもんですから。それで「もう、1回決めたんだから」と言うのであれば、もう決められた通りで良いんじゃないですか、2条に載せたままで。私はそれでも良いと思いますよ。何が重要かと言うと、先程河野委員が言われたように、今度新たに、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会の組み替えを行うという、私は下の方が非常に重要だと思っております、だからこれ変えんなら、まだ改正も何もできんわけですよ、存在しないわけですから。今、総務文教と産業厚生で組み替え、また手を挙げてもらわんといかんごとなるわけです。そこが非常に私は心配をしております、せつかくこう皆さんで話してきてやっところまで決まって、その条文を載せるか載せないかで条例自体がもう成立しないと言うなら、載せたまま全会一致で決めたと言うんだったらそれで良いんじゃないですか。私はそれでも賛成させてもら

います。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

いや、だから組み合わせずとしても6月からやるわけだから、僕はさっき言ったのは、要は5月の臨時議会で決めて、そして6月から実施するというのは十分可能なわけです。だから臨時議会で条例を通して、その後全協を開いて皆さんの希望を聞いて、そして6月からする分については作れば良いことであって。要は6月からするに対して、決して障害にも何もならない。時間はまだそれだけあるということですよ。だから繰り返しになりますけど、1回決めたことはなるべく私も守ろうと思っているんですよ。ただ、疑義が出たからこれを調整できないかなと思っているだけです。「駄目だ」ということは僕はさっきから一言も言っていない。だから、もうちょっと時間をいただけないかと。私が、個人的に私達の党にもお尋ねしたい部分もあるので、是非そういうふうな形で取っていただきたいというようなことですよ。決して反対も何もしていない。

○委員長（岩永政則委員）

それぞれの意見が出て、また話としては割れたりもしておりますけれども、経過を今一度お互い頭の中で精査をしてみる必要があるんじゃないかと思うのが、これだけの時間をかけて、ただし書きを入れるということに決定した経過がまず一つあるということです。それに対して、ちょっと私から見解を申し上げさせていただきたいと思うんですが、それに対して皆さん方からも執行側の法令審査会等の意見を聞いてみたらどうかという意見がありましたので、それを事務局をして聞かせたということが2点目ですね。その結果が「なお書きをただし書きに変えれば問題ないという結論に達しました」ということで、これをこの議運で事務局から報告をいただいて「ただし書きに変えましょう」ということにしまして、これが3点目ですね。そこで今度は最終的には全会一致でそれでいこうということに決定をしたわけです。それを踏まえて先程冒頭に言いましたように、3月9日の全協で私の方から全容を説明して、そして3月の今議会の最終日に提案をいたしますということで議案書まで参考にして、そしてそれで決定をしていこうということで報告をしたわけです。そこでもう、一応決着はこれで終わったわけなんです。そこで局長が、やっぱり局長の立場で間違いがないようにという親心じゃないけれども、何とかピシッとしないといかんとじゃないかということ考えて、ずっとこの議運でも決定した後においても自分なりに検討してきたということの結果を先程も申し上げましたが、全協でも申し上げました。「条例に謳うのはいかがなものか」ということと、ただ「違法ではありません」ということで、今一度考えてみる必要があるんじゃないかと。それは基準で謳ってもいいんじゃないかというような考え方があったわけです。よくよく皆さん方もお気づきだろうと思うんですが、そうであれば、この委員会で決定する前に総務の方のあれを聞いて、先程言ったようにただし書きに変えて、それ

で良いということで、それを踏まえて決めたわけでございますから、何でそのときに言わないかということになりかねないわけでございますけども、親心で後々心配ないようにということで問題提起をしてくれたという善意に解釈をいただきまして、御検討いただくということで前回ちょっとの時間で検討いただいて今日に至ったわけです。そういう経過でございまして、これ地方自治法109条に基づいて常任委員会の設置等についても、これを踏まえて条例で設置すると。議会は条例で常任委員会等を置くことができるということを踏まえて、今の条例が成立をしておるわけです。そういうことで局長も言いますように「法的には違法ではない」ということでございますので、議運が間違った決定をしたということには、私は委員長としても繋がっていないと、正しい決定をしていただいたというふうに思いますので、先程も出ておりますように全会一致で本当に長い時間をかけて決定をいただいたわけでございますので、明日のもう直前になっておりますので現在の決定は正しいものだという判断をしていただいて、そこの立場に立って、いろいろ問題が出てくればそれを変えれば、また竹中委員から言われるようにいろんな団体の意見もありましょうし、内村委員の個人的な見解もありましょうし、それぞれの委員の学習によって、さらに違った考え方も出てまいりましょうし、それはそれとして、今後十分議会として何でも100%の条例はないわけでございますから。これ法律でもそうですよね。だから一部改正が出てくるわけなんでございますので、もう1回言いますが、ただし書きは何ら法的には問題ないという解釈に立って正しい判断をこの議会運営委員会で決定したんだという立場に戻って、現在の議案の中身をそのまま提案していくということの確認をしていきたいというふうに思っておりますけどね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

せっかく「外した方が良い」とか、また新たなものも出てきて、委員長にちょっとお願いをしたいんですが「この案ではどうですか」と一つ一つちょっと探っていただけないかなと思って。その中で全会一致でできるもんがあれば、それで決められてもいいし、こっちと思うけども、全会一致になるんだったらこっちの方を賛成しますよというものもあるかもしれないし、そこを探っていただけないかなと。例えば今、挙げている「2条に入れ込む」という案がありますよね。そのあとに「外した方が良いんじゃないか」というのも出て、そっちの方が良いんじゃないかという意見もあるようですので、そしたら「その意見でまずどうでしょうか」というようなところで探っていただいて、全員一致にならんならその案はもう駄目なんでしょうから、外す案というのはですね。そしたら「2条の案が良いですか」と言ったら、外した方がいいと思ってる人はそこに手を挙げるかもしれないし。ちょっとそこら辺で探っていただけないかなと。話は変わりますが、先程の竹中委員が時間かけてやるっていうのも分かるんですけども、確実に5月の臨時会で結論が出せるという前提であれば、私も時間かけていいですよ。5月の臨時会へ行って、今日のようなまた話になると、結論が出ないということになってし

まったときが、それ以降が今までのとおりの総務文教常任委員会と産業厚生で進んでいかんといかんようになるものですから、そこをちょっと心配をしておるんですよ。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だから私も1回決めたことは決めようかなと。しかし、せっかくこういう案が出てきたし、6月っていうのはもう基本的には私も考えていることですし、だから、いずれにしても今度5月の臨時議会上げてということであれば、そこで決まったことについては守ると、私はそういうふうに思っていますよ。だから6月の組み合わせまでには間に合わせるという気持ちはあります。それと今、内村委員からのをよく読んでみたら、やっぱり2条よりも14条の方にした方がまだ逃げ道があるなど、そういう感じがちょっとしてます。14条の4ということでした方が良いのかなあと、個人的に私は思います。どうしても2条の「ただし」という文章が少し引っ掛かってくるんですよ、そういう気持ちがあります。だからさっき言ったように僕はね、6月に向かって必ずやろうという気持ちはもちろん、このままで決定されても僕は反対しないんですよ。ただ、やはり条例というのはやっぱり皆さんが理解できて、完全に皆さんの一致した意見の中で持っていくものだと思って、そんなに簡単に訂正をされるものじゃないとそういうふうに思ってます、要はね。だからそういう中で今発言をしているんですよ。ですから飛び飛びになって申し訳ないけど、この2条よりも14条4項に加えたほうがまだ良いなど。まあ、これも一応私どもの組織の中でちょっと検討を少しさせていただきたいと。2週間ぐらいあれば大体結論は出ると思うんですね。僕らの部分の結論は出ると。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私、先程ただし書きを省いてっていう形を申しましたけど、先程委員長からこの間の流れの説明がある中で、やっぱり議会運営委員会で一度発委で議案提案するという確認をしていると。決定をしているところから考えると、現行通り提案するというふうにすべきかなと。それを提案しますっていうのを全員協議会にも説明しているわけですから、じゃあどこでどうなったかと、先程の議論に戻るんですけど、やっぱりどうだろうかというふうな意見が出たというふうになっていますけど、それ以前に議会運営委員会で提案するという大前提にあるならば、先程浦川委員も言われた、当初の決定条例改正案で出すという形が本当スムーズかなと先程の委員長の説明の中でそういうふうに思いました。で、どうしてもやはり疑義が残るというのを、この間議論していけばいいかなというふうな感じがします。先程言われたように、条例ってそんな頻繁に変えるものじゃないというふうに言われますけども、やっぱ一度確認してどうもやっぱおかしいって、おかしいと思えばそれは変えていいわけですから、そういう形で進めていったら、

私は今の思いとしてはそういうふうに思いました。もう当初の、議運全員で確認したところの文案のまま提出した方が、ほかの議員の皆さんにも非常にスムーズに受け入れられるのかなという感じがしておりますので、私はそういう意見です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

私はさっき総務課と町村議長会がこの2点を申し上げている内容については、反論と賛成をちょっとしたいと思うんですけども。この総務課と町村議長会、審査の方法論を条例に謳うのはどうかと。「審査の方法は謳ってないのでこの条例は適当ではない」と言っているけど、この理由がちょっと弱いんですよ、この言い方は。どうでもいいっていうふうに見られるんですよ。それから法的には全く問題ないと。ここのところは法的拘束力が無いと。これは私の意見と一致しているんですよ。法的拘束力、最高裁判所の判例でも出てますんで、これはこのとおりだろうと思います、この理屈はですね。最初の、審査の方法論が条例に謳ってないからって、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うわけですよ。何でかっていうと、14条の2には自由討議が含まれているんですよ。それから14条の3は反問権が含まれているんですよ。これらと比較して何ら審査の方法を入れない、妥当じゃないっていうのは、何かその理由は全く分からないわけですね、この辺りはね。これまあ富永局長を責めるっていうわけじゃないけども、向こうの言い分だから理由がはっきりしないんですよ。だから、その点が一番納得いかないところですよ。私のこの案っていうのは、もちろんその詳細は要綱に決めないといかんわけですよ、要綱。自由討議も要綱を別に定めているんですよ、長与町議会。要綱として、基準じゃなくて。それから反問権も要綱として別に定めているんですよ。だから、そういう形式になっていますから、基準というよりも要綱がやっぱり今まで長与町議会、そういう仕組みで作ってきていましたから、要綱が一番ベストじゃないかと。そしたら目的とか、詳細を謳うんだったら、先程浦川委員が言ったように軽微なものまで分割するのとかどうかっていうのは、そういうのもこの要綱の中に謳えばいいわけですよ。私はそういうストーリーで考えているわけですよ。だから要綱に謳うと、基準じゃなくて詳細はね。全て、今この基準も、自由討議も要綱になっていますし、反問権も要綱になっている。それから実施要領とか、そういう書いてある項目もありますけども、例えば長与町議会における議案書等の公開に関する要綱とか。それから長与町議会報告会実施要綱とか、政策討論会に関する要綱とか、この政策討論会に関する要綱っていうのはこれ変えないといかんわけですね。これは常任委員会の名称が書いてあります。だから、これは中を変えないかんですね。そういうことなんですよ。そういうちょっと派生的なあれが出てくるんですけども、もし詳細を謳うとしたら、基準じゃなくて要綱が僕はベストだと思います。先の流れを考えればA4一枚でもいいですよ。全部A4一枚で書かれていますからね。そういう長与町議会のいわゆる要綱等の作り方とか、こう

というのが歴史があるもんだから、それに沿ってあんまり大きく変えない方がいいなというふうに思っています。そういうちょっと補足ですけども。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

内村委員にちょっと質問していいですか、委員長。内村委員、2条じゃなくて14条の方を変えて、そうすると今の説明では説得力ありますよね。反問権とか、みんな要綱として、その方法を書いてあるわけですからね。そうすると、この一番上の「ただし一般会計決算は」というのでなくて、赤字で書かれてる「一般会計予算決算の審査、14条の4」これを採用して作った方がいいというふうな考え方でいいんですね。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

最初の取っかかりは、先程総務課と町村議長会が「この委員会の設置のところに謳うのはどうか」って、最初にそういうことを言われたんですよね、「設置じゃないか」と。こういうことを聞いたもんだから、設置というふうに取りられるんだしたら、このところが不具合であれば、もう新たに新設した方が良くないかなということでも提案したんです。これが私の今のこのあれなんですね。ただ、今考えるとこの14条の4が一番ベターではないかなあという気がするんですけどね。ただ私も最初のただし書きで一応賛成していますから、この総務課、町村議長会がそういうことを言い出せないのであれば、最初の案でどうかなと思ったんです。ただ、言い出してきたもんだから、というのがどうかなということでも考えて、こういう案を出したわけです。もう総務課のそれがなければ、私は最初の案が良いと思います。私ももう同意したわけだから、今さらそれを覆すっていうことはなかったんでしょうけども。ただ、総務課とか町村議長会が、この設置のところに加えるのはどうかっていうことで、僕はつきりそういうふうに聞いたんですよ。だから、そういえば設置にもちょっと該当するなっていうことで、ちょっと外した方がいいかということでも考えたわけです。それだけです。

○委員長（岩永政則委員）

時間も経過をしてまいりましたけども、それぞれはつきり言いますと、一長一短決めて最終段階を迎えておりながら、親心で局長が心配して先程言ったとおりでございますので、そういう気持ちで問題提起をいたしたわけでございますけども、要するに法的には問題ないということで、総務の方の、なお書きをただし書にすればそれでいいんだ、ということの確認を得て、みんなで決定をいたしたわけでございますので、決して2条にただし書きを入れたのが間違いではないと、法的に問題があるということは言えないわけでございますので、これは条例で決めればいわけなんですね。そういうことで自信持ってたつもりがあるわけですので元に戻りまして2条の2、今の原案のように

「ただし、一般会計予算決算は分割付託により委員会の所管に基づき審査する。」と2条にただし書きを挿入するという事で当面行きまして、いろいろまだ問題があるかもしれないませんが、それはそれで今後十分いろんな会議を通じて検討していくということで、最終的に決定をしていきたいというふうに思うんですが、御賛同できますか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

やっぱり何て言うのかな、私もこの間意見を言わなかったんですね。そしていろんな組織に、私ども組織を通じた形でやったんですね。そこの回答では初め言ったように、条例に盛り込むのは少し無理があるということなんです。だから今度だけはみたいな言い方はちょっと悪いけど、1回決めたからね。あまり強くは言えないけどそういう疑義が出てきたわけだから。しかし私個人とすれば、14条であればその前にさっき内村委員が言ったように、いろんな反問権とかそういう部分が載ってるので、それについての14条という形であれば納得がいくらかできるかなとそういうことですよ、要はね。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私も考え的には載せない方がいいんじゃないかなというところで話をさせていただいて。でも、前回決まったことだからとか、よそからの話を聞いてでもやっぱり載せるべきではないのかなという意見もあるようです。だから、外すことに駄目なのかという確認は取っていただけませんか。外すという意見もあるんじゃないですか、載せない方がいいという意見も今聞いていたら結構あるじゃないですか。だから載せないで、ただし書きを入れないで、そのまま組み替えだけで今回条例を決めるということも一つの案として、それが駄目なら、じゃあどうしようかというところにちょっと進んでいただけませんかと思ひまして、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員は、私が重複して言うようですけども、内村委員の再度の検討の結果の14条に入れたら合意ができるという発言も出ております。ただし書きを入れるというのはもう全会一致で決まったことであるんですが、いろいろあってその結果、そういう今発言があった。今、浦川委員からはただし書きを外して、それで組み替えはそのままの条例で、ただし書きだけまず外しておいて、それで提案を今回するという事はどうかという意見がありますが、その意見を聞いてくださいということですよ。ただし書きを今回は差し当たり外して、のちに検討すればいいんじゃないでしょうかと、していましようという意味の、外したらどうでしょうかということについては、皆さんどうでしょうか。今、手を挙げていただいた3名の方がおられますが、それを踏まえて。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

自分の主張をコロコロ変えるというのはちょっとあれですね、最初はやっぱりもうただし書きがなくなれば、あんまり載せるべきではないんじゃないかということであれば、私も載せていいのかなのかというのは最初に言わせていただいたんで、こういう状況ならばただし書きを外したらどうかというふうな話をして。ただ、1回ここで決めたからということの前提が、先程説明があったんで、それであるならばもう元のままの方が良いというふうに。で、今ただし書きを外したらどうかって言われて。だから最初はそういうふうに思っていたんで。だから今のところ、そこで皆さんの合意ができるなら私はそれに賛成したいというふうに思うんです。とりあえず今回決めたことが、やっぱりほかの議員の皆さんも期待していますので、そこがスムーズにいくならば、その同意ができるならば、ただし書きを外すというところでも賛同はできます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、ただし書きを外したらどうかというところでは3人が手を挙げていただいて、これじゃあ決まらんやったわけですから、次の方法を、またこれはどうですかというところで絞って行って最終的に決められればいいんじゃないですか。もうあと1つか2つかないんでしょう、案は。そうしないと何も決まらないような私は気がしてるんですが。

○委員長（岩永政則委員）

休憩を20分までいたします。

（休憩 11時10分～11時20分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

継続的な形ですので御意見ございましたら、どうでしょうか皆さん、まだありますか。
河野委員。

○委員（河野龍二委員）

先程浦川委員からの提案がされた、確認を取ってくというふうな作業はされないんですか。次は、ただし書きを残しての条文でいいかというところで、その辺の確認は取っていかないんですか。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

先程からありました、ただし書きを外すことの賛否を取ったんですが、今度は元に戻って、ただし書きを入れて、そのまま現行の予定どおりに行った方がいいんじゃないかということの御意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

方法論を皆さん方にお聞きをするべきだという意見から今に至ったんですが、私の方から申し上げますけども、現在のただし書きを2条に入れるというのは、局長からもあったように「違法ではない」ということで自信持ってただし書きを挿入するということが全会一致で決めてまいりました経過がございますので、これを十分尊重して現在の改正案どおり、第2条にただし書きを加え、「ただし、一般会計予算決算は分割付託により委員会の所管に基づき審査する。」という条項を入れるということの改正で提案をしようということに決定していいでしょうか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、局長から「違法ではない」という言葉だけしか委員長から聞こえなかったんですけど、そうではないでしょう。ほかにも疑義があるということでの発言があって、その中で違法でもないという文書が出てきたということですね。その辺がちょっと今、引っ掛かったもんだから、発言をさせてもらいました。

○委員長（岩永政則委員）

局長の意見は、「違法ではない」という発言だけ私申し上げましたけども、審査の方法まで条例に入れたらどうかというようなことと含めて「違法ではない」という発言を元に本日の会に至ったということで、つけ加えをさせていただきたいと思います。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

条例に盛り込むのは無理という言葉は局長は、僕は言われたと思うんですね。だから、法的には違法ではないということを非常に強調されているけど、方法として条例に盛り込むのは問題があるということじゃなくて、通常は無いという発言もされてるので、その辺も含めてちゃんと話をしてもらわないと困りますよ。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

こういうことを言われているんですね。まず1点目は、審査の方法論を条例に謳うのはどうか。「審査の方法は謳ってないので適当ではないのではないか」という、こういう疑問を寄せられたんですね。逆に言えば違法ではないということなんですよ、ここはね。「違法である」と言うなら「違法である」と言えばいいわけです。2点目は、この分割付託は法的には全く問題なく違法ではないと思うと。行政実例の一体の原則は、法的拘束力までは言えないということですね。だから、違法ではないと言って

いるわけですね。この2点をはっきり言われた方がいいかもしれんね。

○委員長（岩永政則委員）

私の記録をしておいたものをもう1回言いますが、3月9日の全協において局長の発言が元になってきているんですが、それは私記録しとるんですが、「審査の方法までは条例に謳うのはどうか」ということが一つ。それで、「入れたからといって違法ではない」ということの発言があって、それじゃ改めて議運で協議をいたしましょうということで終わって、本日に至ったということでございます。先程から、冒頭に局長から説明がありましたけども、それを今、内村委員が集約をしていただきましたけども、言われたとおりが事実であるわけです。そういうことを踏まえて、いろいろ今日、議論を、それぞれの立場で発言をいただいたわけですが、先程言いますように、元に戻って全会一致で決定した第2条にただし書きを、「一般会計予算決算及び分割付託により委員会の所管に基づき審査する。」という言葉、条項をここに挿入するというので提案をしようとしておりますが、そのとおりに決定をしていきたいというふうに思いますが、もう1回確認いたしますけども、それで決定していいでしょうか。いいですか。

（「異議なし」の声あり）

それじゃ異議がないようでございますので、先程申し上げましたような現行の計画どおり提案をするということに決定をされました。

何かほかに皆さん方からございませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程申しましたように、要綱を別に決めないといけないわけですね。それには詳細に規定していかないといいないわけですね。先程浦川委員が軽微なものはどうするのか、そして先程別な要綱で委員会の名称がもう明記されているやつがあるんですね。それは修正しないといいないですね。例えば政策討論会に関する要綱は旧の委員会の名称が書いてありますので、それを変えなきゃいけないわけですね。僕が気付いたのはそれぐらいなんですけど、ほかにあるのかどうかチェックしないといいないです。それは事務局でチェックして、変えないといけないところは変えていけなかつたかんと思います。だから要綱が問題なんで、条例で謳ったからと言って、その先何もしないということはないんで。ずっと4月も検討していかないといいかん、我々の任期期間において要綱をまとめ上げんといかんわけですね。そう思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

気付きを今、内村委員から発言がありましたけども、当然、条例改正がなされますと、それに沿っているような要綱等を改正に、次はなっていくだろうというふうに思います。なお、今回の委員会条例等を含めて、分割付託方式を進めていくためには若干まだ不足する手立てがありますので、その点は事務局をして整理をさせていきたいと。また、一緒になってすべきものはしていきたいということで進めさせていただきたいと。思います。

なお、その要綱等についてはまた別途、議決後言われるとおりでございますのでなされていくものと、これはもう議長をして、していただくものと思うんですね。条例事項等については、この議運にかけて検討していく必要があるというふうに思いますけども、要綱等については議長サイドで条例を踏まえて改正になって、その案が出てまいりますと議運にかけていかれるものというふうに思うわけでございます。ほかにないですか。

なければ以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

(閉会 11時43分)